

3. 環境への負荷の把握について

3 - 1. 貴社では、自社の事務所・工場等における事業活動に伴い、日常的にどのような環境負荷が発生しているか、あるいはどのような環境影響が発生しているか把握していますか。

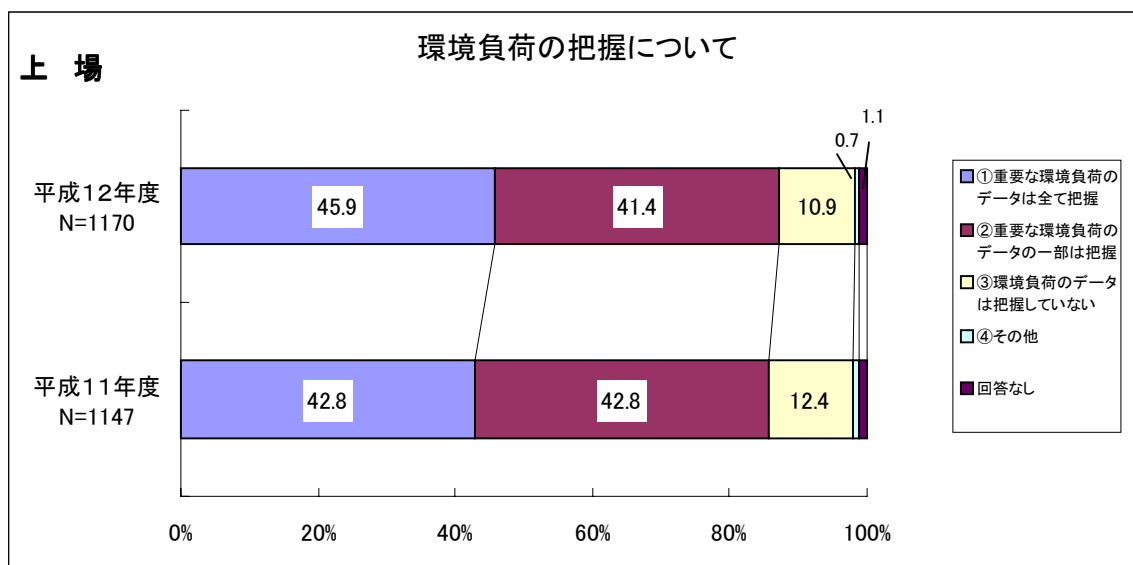
- ① 重要な環境負荷のデータは全て把握している
- ② 重要な環境負荷のデータの一部は把握している
- ③ 環境負荷のデータは把握していない
- ④ その他

「重要な環境負荷のデータは全て把握している」と回答した企業は、上場企業では45.9%、非上場企業では35.4%となっており、「重要な環境負荷のデータの一部は把握している」の上場企業の41.4%、非上場企業の35.8%をあわせると、環境負荷を把握している企業は、上場企業で87.3%、非上場企業で71.2%となる。「環境負荷のデータは把握していない」と回答した企業は、上場企業で10.9%、非上場企業で26.3%であった。

昨年度と比べると、「重要な環境負荷のデータは全て把握している」企業は、上場企業で3.1ポイント、非上場企業で4.2ポイントそれぞれ増加しており、逆に「環境負荷のデータは把握していない」企業は、上場企業で1.5ポイント、非上場企業で4.4ポイントそれぞれ減少している。

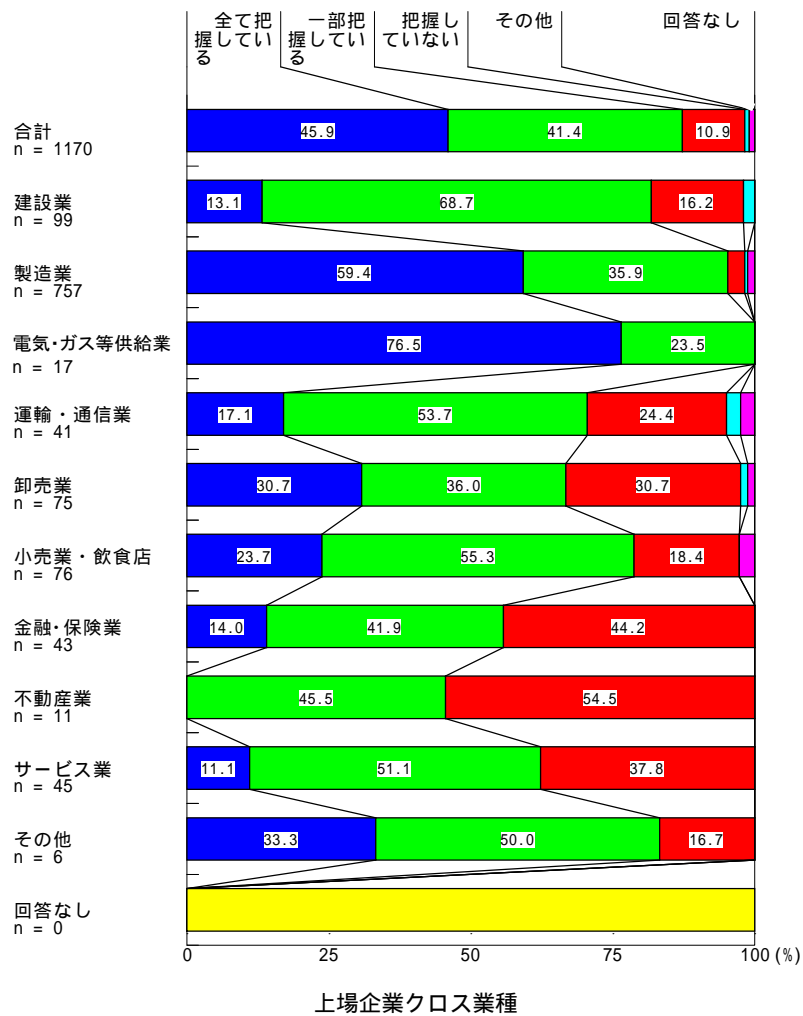
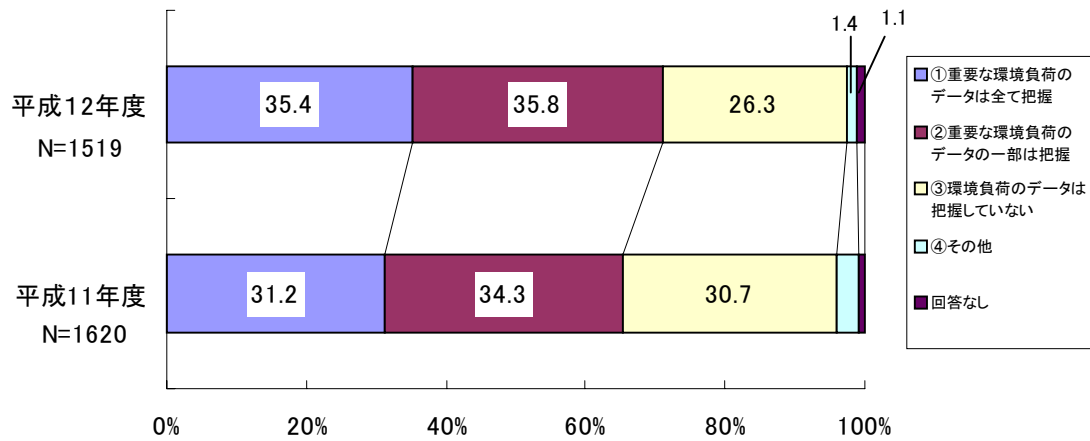
業種別にみると、「重要な環境負荷のデータは全て把握している」と回答した企業は、上場企業では「電気・ガス等供給業」が76.5%と最も多く、「製造業」の59.4%、「卸売業」の30.7%などとなっており、非上場企業では「製造業」の66.7%、「電気・ガス等供給業」の42.9%、「卸売業」の26.3%などとなっている。

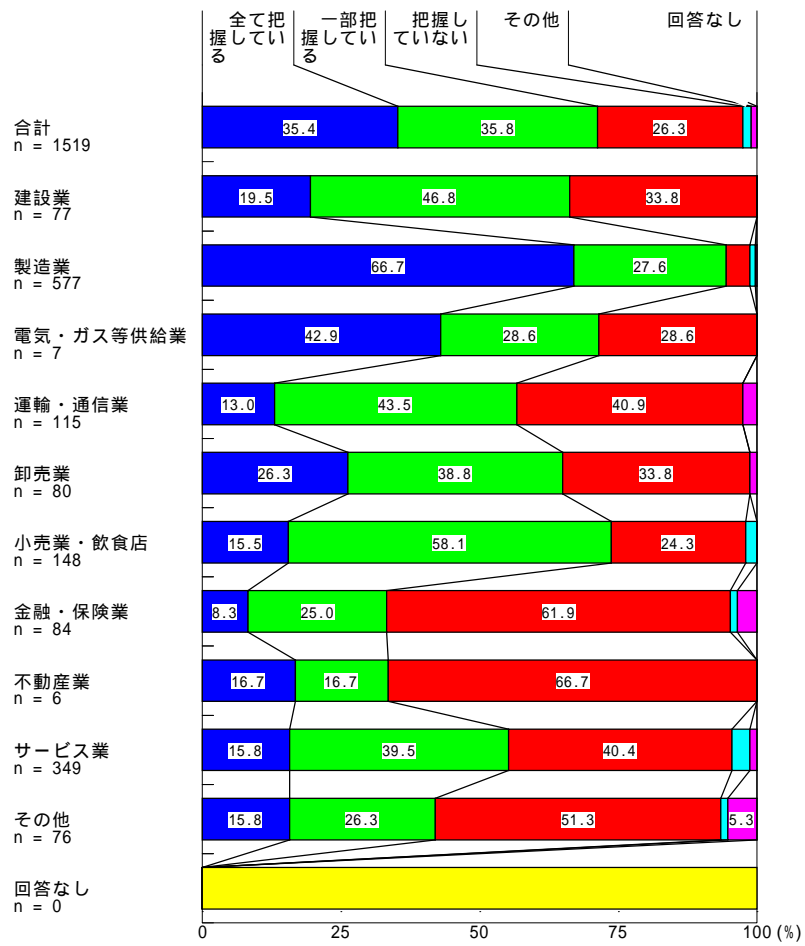
また、売上高別にみると、上場企業、非上場企業ともに、売上高が高い企業は「重要な環境負荷のデータは全て把握している」と回答した企業の割合が高い傾向が見られる。



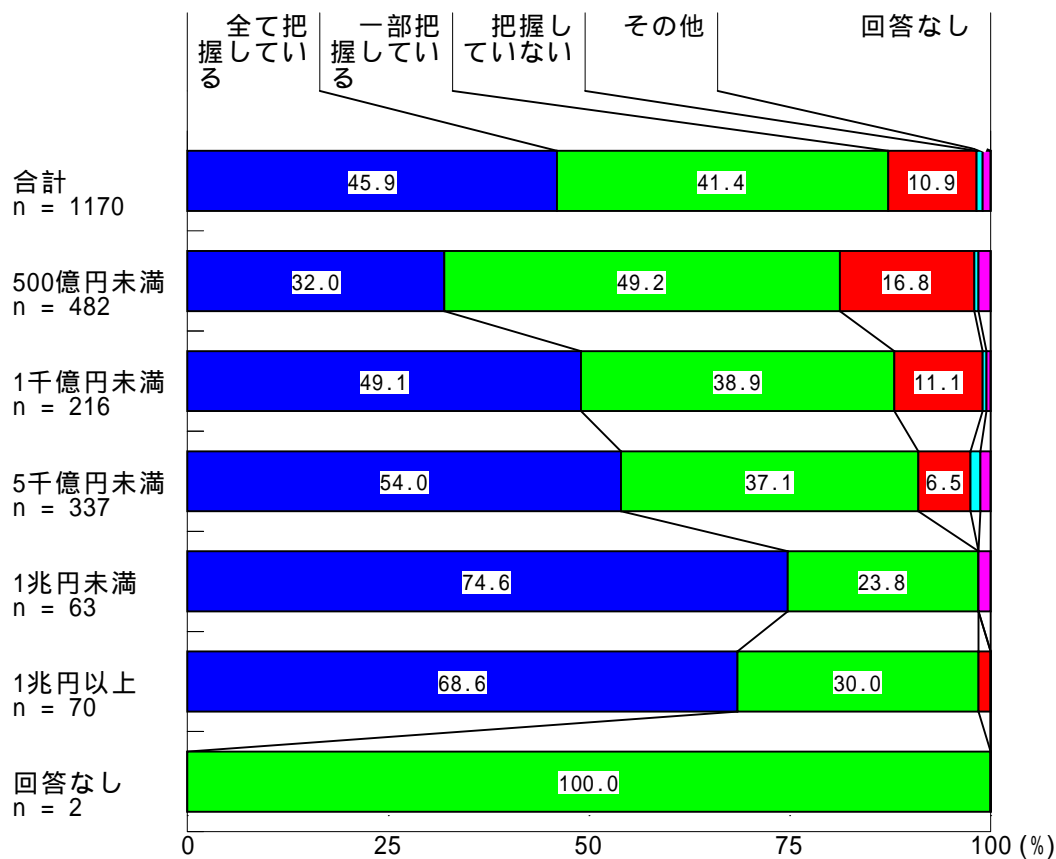
非上場

環境負荷の把握について

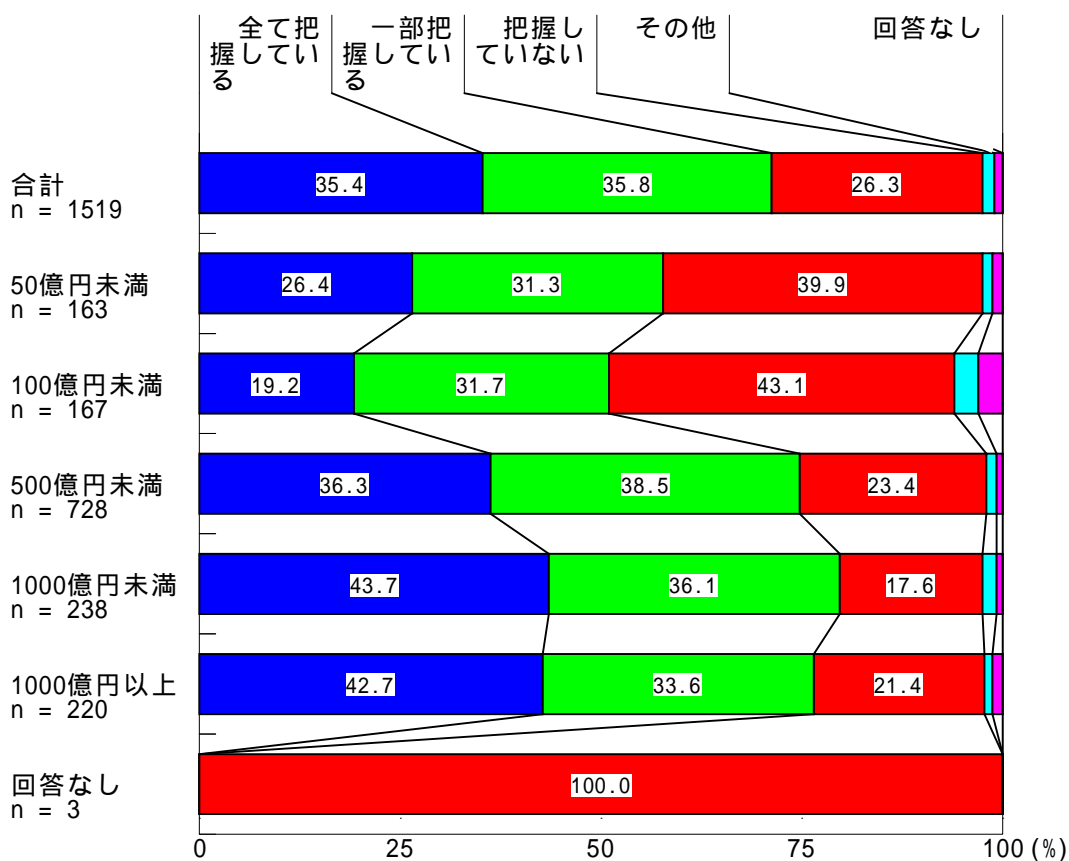




非上場企業クロス業種



上場企業クロス売上高



非上場企業クロス売上高

上場企業のみ

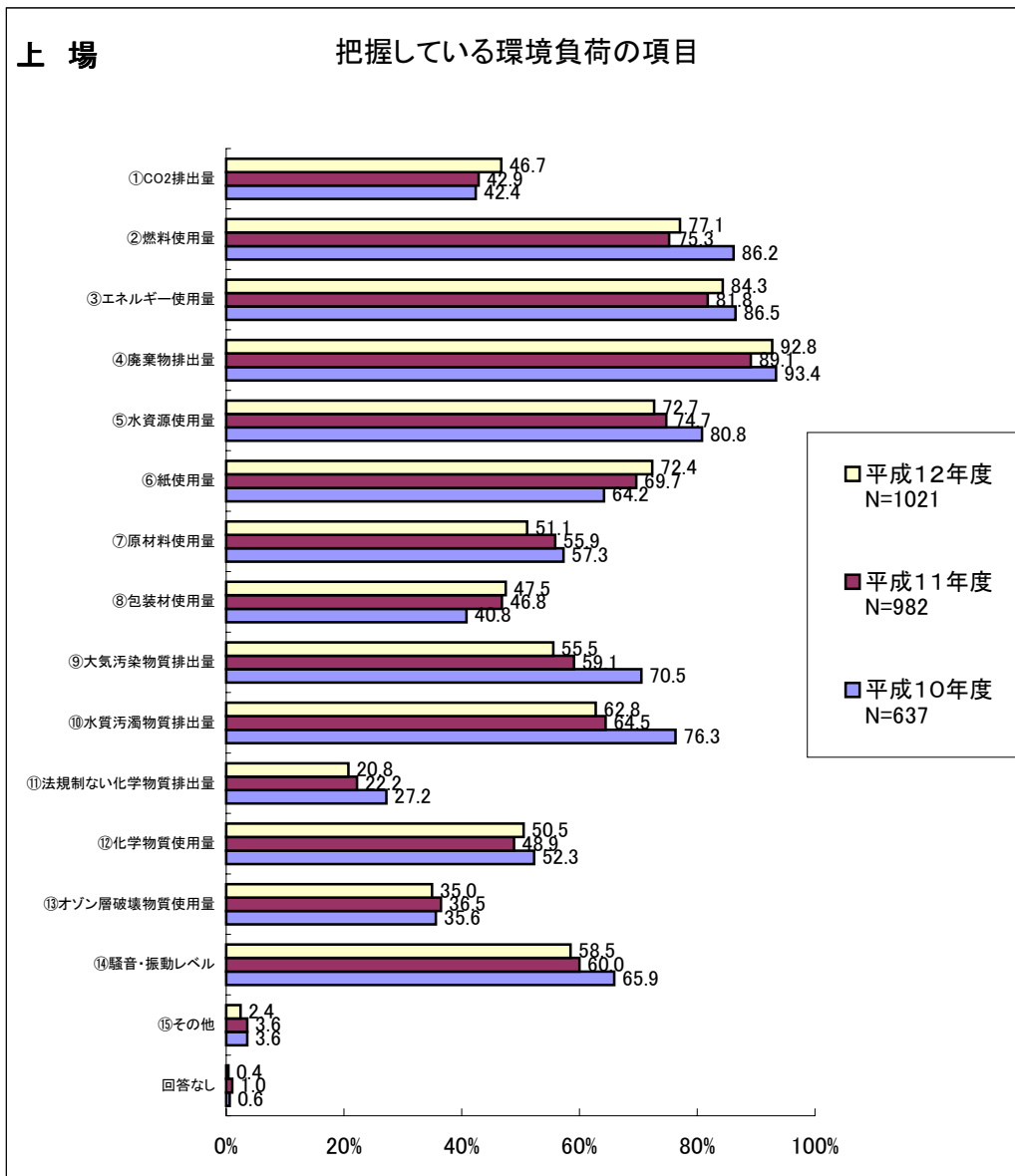
又は に をした企業について、次の質問に回答してもらった。

3 - 2 . 貴社で把握している環境負荷データはどのようなものですか。(複数回答可)

- 二酸化炭素排出量
- 燃料使用量
- エネルギー使用量
- 廃棄物排出量
- 水資源使用量
- 紙(コピー用紙、コンピューター用紙等)の使用量
- 原材料使用量
- 包装材使用量
- 大気汚染物質(窒素酸化物、硫黄酸化物等)排出量
- 水質汚濁物質排出量(COD、BOD等)
- 法規制されていない化学物質の排出量
- 化学物質の使用量
- オゾン層破壊物質(特定フロン等)の使用量
- 騒音レベル、振動レベル
- その他

「廃棄物排出量」と回答した企業が92.8%と最も多く、次いで「エネルギー使用量」の84.3%、「燃料使用量」の77.1%などとなっている。

昨年度と比べると、割合の高い項目の傾向は同様である。



上場企業のみ

- 3 - 3 . 貴社では、平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」について知っていますか。また、何か対応をされていますか。
- 化学物質の環境への排出量・移動量を把握している
 - 化学物質の環境への排出量・移動量を調査している
 - PRTR法への対応を検討している
 - 何も対応はしていない
 - 対象となる化学物質は使用していない
 - PRTR法を知らない
 - その他

PRTR法の制定後の対応については、「化学物質の環境への排出量・移動量を把握している」と回答した企業が30.0%と最も多く、次いで「化学物質の環境への排出量・移動量を調査している」の15.9%、「PRTR法への対応を検討している」の14.7%となっている。また、「対象となる化学物質は使用していない」と回答した企業が22.7%あることから、対象となる化学物質を使用している企業においては、全体の約8割の企業がPRTR法に基づいて何らかの対応又は検討をしていることになる。

昨年度と比べると、「化学物質の環境への排出量・移動量を把握している」と回答した企業は1.7ポイント、「化学物質の環境への排出量・移動量を調査している」と回答した企業は2.9ポイント増加している。

